

後も、卒前卒後の医学教育の一貫性の確保や地域における医師の確保に努めてまいりたいと存じます。

○木戸口英司君 分かりました。

それでは、先ほど来、学校の先生の働き方改革の話が続いておりますけれども、やはり医師、看護師等の働き方改革も非常に大事であります。

厚生労働省の新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会、これ本年四月に報告書が取りまとめられております。その中でアンケートがありまして、厚生労働省の調査によれば、四四％の医師が地方勤務の意思ありと回答しております。若いお医者さんほどその比率が高くなっている。地域医療に従事する医師にとって働きがいのある医療環境をつくっていくとともに、地域医療に従事することで医師が成長し研さんを積むことにつながる仕組みを構築していくことが求められます。今後の地域医療の体制づくりには当たっては、一部の医師に過重な負担を強いられるのではなく、ワーク・ライフ・バランスを実現できるように、計画的に医師を増やしていくことも必要と考えます。

医療の質の確保、地域医療を守る医師のキャリア形成の支援、医師の働き方改革は、それぞれが重要な課題であるものの、これらを両立させることは非常に困難であります。これら課題の両立に向けた国の役割、地方自治体の役割をどのように考えているか、厚生労働省にお聞きいたします。

○政府参考人(橋本泰宏君) お答えいたします。

現在の医師の勤務実態ですとか働き方の意向、あるいはキャリア意識、こういったことの把握のために昨年十二月に行った調査によりますと、医師が医師不足地域等の地方で診療するための障壁となることといったしまして、一つには専門医取得等のキャリア形成への不安、それから二つ目には労働環境への不安、こういったものが要因があるということが明らかになっておるところでございます。

こうした点を踏まえまして、まずキャリア形成

への不安という点でございますが、専門研修において、国や都道府県が日本専門医機構等に対して研修プログラムが医師のキャリア形成や地域医療に配慮されたものとなるように関与すること、これにつきまして、先ほど申し上げました医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会で議論を行っていただいているところでございます。

また、二つ目の労働環境への不安という点でございますが、医師の労働環境の改善につきましては、医師の働き方改革に関する検討会において、具体的な医師の勤務環境改善策の推進、あるいはタスクシフティングやタスクシェアリングによる医療従事者の業務負担の最適化、都道府県における医療勤務環境改善センターの機能強化等について議論を行っていただいているところでございます。

厚生労働省といたしましては、医師の労働環境改善を進めながらも、医師の質あるいはキャリア形成の確保、こういったことがどちらも図られることが必要というふうに考えております。それぞれの取組が整合的に進められるように、地域医療に責任を持つ都道府県と連携しながら、こうした取組が一体的なものとなるように取組を進めてまいりたいと考えております。

○木戸口英司君 よろしくお願いたします。

岩手県において、資料五としておられますけれども、地方での医師確保が難しくなっていることを踏まえ、全国レベルで計画的に医師を養成し、適正に配置する仕組みを構築できるよう、地域医療基本法、仮称でありますけれども、を制定することを国に対して提案しております。国においても、厚生労働省の医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会、先ほど話ありましたけれども、昨年六月の中間取りまとめにおいて、これまでの医師が勤務地や診療科を自由に選択するという自主性を尊重した偏在対策ではなく、保険医の配置、定数の設定、自由開業、自由標榜の見直し、特定地域、診療科で一定期間診療に従事することを病院の管理者要件とすることなどの検討を求めています。

り、報告書を取りまとめると報じられてもおりません。

この点、大臣、そして厚生労働省、それぞれにこの点についての認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今お話がありましたように、岩手県から、地域医療基本法を制定し、地域医療の再生のための基本理念や基本的施策を定めるよう提言されておられるということを承知しております。

まさに今お話のあったように、厚生労働省の医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会で総合的な検討が行われているということでございまして、この法制的政策の論点も含めて審議を行った上で結論が取りまとめられると、こういうふうな承知をしておるところでございます。我々としても、大学における医師の養成を所管する文部科学省としても、今後とも厚生労働省と連携協力して医師の偏在対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○政府参考人(橋本泰宏君) お答えいたします。

国及び地方公共団体は、医療法の中におきまして、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するよう努める、そういう責務を負っているわけでございます。良質かつ適切な医療提供体制の整備に当たりましては、地域における医師の確保というものは不可欠でございます。現在、実効性ある医師偏在対策の策定に向けて、先ほど来申し上げております医師需給分科会で議論を行っていただいているわけでございます。

具体的な中身でございますが、先ほど来申し上げております地元出身者枠の拡充ですとか、あるいは新専門医制度における行政の関与ということを含めまして、一点目といたしましては都道府県における医師確保対策の実施体制の強化、それから二点目といたしましては医師養成過程を通じた地域における医師確保、それから三点目といたしましては地域における外来医療機能の不足、偏在等への対応、こういった様々な項目につきま

て、次期通常国会への法案提出も視野に入れて検討を更に進めてまいりたいと考えております。

○木戸口英司君 ちょうど時間が来ましたので質問はここで終わらせていただきますけれども、地域医療における医師の確保及び偏在対策は待ったなしの状況です。新たに導入される専門医研修、高齢化の進展による都市における医療需要の拡大、また、二〇二四年、平成三十六年に訪れる医師需給の均衡による医師養成の抑制がもしなされ

るとすれば、地域医療を取り巻く環境はこれから更に厳しさを増すということが予測されております。国と地方の連携、また文科省そして厚生労働省との連携によって早急な対策を講じると、そのことを強く求めて、質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○松沢成文君 希望の党の方の松沢成文でございます。

ちよつと質問に入る前に、大臣、今日こういう質問初めてなので確認したいんですけど、大臣はゴルフやられますか。

〔委員長退席、理事大野泰正君着席〕

○国務大臣(林芳正君) なかなかうまくなりません。いまだにやっております。

○松沢成文君 実は私、毎年のように、この時期になると委員会でもゴルフ場利用税の問題を取り上げるんです。これ、政府の税調でも自民党さんの党の税調でも、いつもこの時期議論になるんです。何か毎年、失礼な言い方ですが、出来レースのように結論が決まっておりますね。

文科省やゴルフ関係団体は、ゴルフはスポーツなんだからスポーツに課税するなんておかしいと、そんなことやっているのゴルフだけだ、廃止してほしいと、こうやるんですね。そうすると今度、総務省を始め地方自治体側からは、貴重な財源なんだ、この財源なくなったらうちの町敵しいよ、冗談じゃない、大反対だと言つて、それで結論出ずにやっぱりそのままですつと続くんです。もう私、参議院議員になって四年たちますが、ずっと同じパターン。大臣、そろそろ決めよう

じゃないですか、これ。決められない政府じゃないですか、これ。決まらねえ政府じゃないですか、これ。

さあ、歴代の大臣にも私ずっと質問してあります。皆さん言うのは、オリンピックの競技種目になったゴルフ、国体でも競技としてやっているゴルフはスポーツなんだと、スポーツに課税するのはおかしいと、これはやめるべきだと歴代の文科大臣はずっと言い続けて、廃止すべきだと言っているんですが、さあ、この認識にお変わりありませんよ、林大臣は。

○国務大臣(林芳正君) ゴルフは老若男女問わず親しむことのできるスポーツでありまして、国民のスポーツライフの中でも主要な位置を占めております。

スポーツ庁で実施した調査によりますと、国民が過去一年間に行った運動、スポーツの中でゴルフは第八位でございます。六・四%でございます。実はテニスやスキーよりも上位だと、こういうことで大衆的なスポーツと言えるというふうに思います。

また、スポーツ基本法においては、その基本理念に生涯スポーツ社会の実現が掲げられておりまして、世代を問わずプレーに親しむことのできるゴルフというのはその実現に大きく貢献できるスポーツであるというふうに認識しております。

〔理事大野泰正君退席、委員長着席〕

先生からも今お話のありましたこのゴルフ、既に国民体育大会の正式種目に採用されておりました。リオデジャネイロ・オリンピックからは正式競技に復帰をしております。国際的にも競技スポーツとして認められたスポーツであるということでございますので、文科省としては、より多くの国民がゴルフに親しんでスポーツ実施率の向上が図られるように、引き続きゴルフ場利用税の廃止の実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

○松沢成文君 毎年同じ答えをいただいています。そこで、今日は、総務省の副大臣でしたっけ、

おいでいただいておりますけれども、地方自治体は貴重な財源になっております。これは一般財源です。から使い勝手もよいですよ。これ都道府県税であります。その七割が市町村に行くわけであり

さあ、市町村の財政も厳しいので、これ今廃止されたら困ると、総務省としても廃止に反対だということなんです。総務省の見解はいかがですか。

○大臣政務官(小倉將信君) お答えを申し上げます。

ゴルフ場利用税は、委員からも御紹介がございましたが、使途の定めのない一般財源となっております。ゴルフ場の所在する市町村に交付する市町村交付金も一般財源でございます。ゴルフ場の所在する市町村は約六割が過疎など条件不利地域にありまして、市町村交付金は市町村が地域振興などを図る上で大変貴重な財源となっております。このような認識でございます。

○松沢成文君 私もかつて全国知事会にいたしましたので、毎年この議論というか、議論にならないんです。理由じゃないんです。今までいただいていた財源を減らされるのは絶対嫌だから絶対に守り抜く。もう既得権というか既成事実になっちゃって、全くこの時代背景とか合理性を考えようとしません。

さあ、税の大元締である財務省はどうお考えですか。税の議論というのは、これ消費税払っていただきますから、ゴルフは、料金に。それにプラスで、もちろん高齢者や若い人は除外されていますけれども、ほとんどの年齢層の人はそれに加えてゴルフ場利用税もそこで払うわけですね。これ、もう二重課税と言ってもいいと思うんですが、実は一昨年度ですか、私の予算委員会での質問に対して麻生大臣は、もう消費税も税率がどんどん上がっていき、上がっていき消費税の地方に分配されるだけ消費税が上がった以上、ゴルフ場利用税はな

ポーツ振興の立場からゴルフだけに税を課すのはおかしいという見解でしたが、財務省はいかがですか。

○副大臣(つえの賢一郎君) 委員の御指摘でございますけれども、廃止を求めるところからそうした主張をたくさん寄せられているというふうな承知をしておりますし、また一方、財源に乏しく山林原野の多い市町村にとっては貴重な財源である、そういった声も一方で大変強いものがあるうかとこのように承知をしております。

ゴルフ場利用税の在り方につきましては、こうした関係者の主張を踏まえ、与党の税制改正プロセスの中で所管である総務省を中心に検討されるものと考えておりますが、消費税との関わりにおきましては、平成元年度における消費税の創設に当たりまして、ゴルフ場等が対象となる娯楽施設利用税を含めた間接税につきましては政府税調等において消費税との関連を考慮して見直しが行われました。

ゴルフ場は地方団体の行政サービスと密接な関連があること等の理由により、消費税との税負担の調整を図った上でゴルフ場利用税として制度化されたものと承知をしております。

○松沢成文君 余り意思のない答弁でしたけれども。

これ、ずっとこの状況続いているんですよ、大臣。それで、オリンピックもいよいよ三年後ですよ。世界的に見ても、ゴルフをやるときに税金を掛けているという国は韓国とアメリカの州の一部だけです。もうこんな国ありません。ほかのスポーツと比べても本当に不公平ですよ。サッカーや人が施設使って、フットサル利用税なんか取ったら大変なことになるんですよ。ママさんバレーや人が体育館利用税なんか取られたら暴動が起きるんじゃないですか。何で一部のゴルフファードだけに、地方自治体の財源になっているからといってずっと負担を押し付けているんですか。みんなスポーツマンじゃないですか、ス

ポーツウーマンじゃないですか。

ここは文科省が本場に頑張つて、総務省や地方自治体の既得権益擁護のこの姿勢を打破しない限り永遠にこれは続くんですよ。やっぱり議員さんたちは、地方自治体の議員さんとかあるいは首長さんに要望されると弱いですから、ここは文科大臣のリーダーシップしかないと思うんですが、文科大臣、これどうにか大臣の代で打破してくださいますよ、そのための何か方法論、頭のないんですよ。同じ答弁だけされても全然進まないですよ。

○国務大臣(林芳正君) 文科省としては、平成二十五年度に要望を出してから毎年、この廃止を総務省に対して要望はしてきております。

三十年度、今年の要望においても、先ほど申し上げましたが、既に大衆化しておりますので、ゴルフ場利用者には特段の担税力が見出せないということ、そして、オリンピック種目として国際的に認められたスポーツであるということ、この廃止を総務省に要望しております。

一方、先生も知事経験者であられるということでおっしゃられました。地方公共団体の貴重な財源であるということも理由に堅持すべきであるという主張がなされておまして、このゴルフ場関係団体等を交えて検討を進めまして、ゴルフ場関係団体の協力を得て代替財源を確保すると、こういうふうなことも検討をしておるところでございます。

引き続き関係団体等と連携して同税の廃止に向けて理解を求めてまいるとともに、ゴルフ場が所在する市町村の代替財源の確保については関係市町村の方々にも御理解、御協力がいただけるようにこれも働きかけていかなければならないと思っております。

○松沢成文君 そこでちょっと一つ提案しますけれども、これ、確かに小さな市町村にとつて、ゴルフ場利用税の税収がたんとなくなると、一番ひどいところは税収の割がらなくなっちゃうというんですね。これは確かに激変ですよ。自治体経営、大変だと思います。そこで交付税措置してあげればい

んです。その代わり、これは時代の変化によって変革していかなくちゃいけないんだから、時限付きの交付税にして、五年なり十年なりでどんどんとんどん減らして、その間に財政の自立化を自分たちの努力で図ってくださいますと、そうやって自治体に自立を促していく激変緩和措置が私はあってもいいと思うんですが。

総務省さん、自治体の皆さんの要望を聞いていただけじゃ、これ一生進みませんよ。だって、彼らは既得権だから絶対に、はいやりませんなんて言わないんだから。でも、自治体だって自分たちの財政は自立させる努力しなきゃ駄目ですよ。だから、副大臣、どうですか。帰って大臣と交渉して、総務省から地方自治体に提案してほしいんですけど、いかがでしょうか。

○大臣政務官(小倉将信) 地方自治を御理解をされている松沢委員からの大変貴重な御提案、どうもありがとうございます。

先ほど申し上げたように、市町村交付金という形で地方自治体の皆様方に市町村を含めてお使いをいただいております。この交付金自体は地方団体の自由な判断に委ねられるべきものでございませぬけれども、地方の団体によりましては、地域振興等の観点から、地元ゴルフ協会等への助成事業やジュニアゴルフ大会の開催などゴルフ振興に向けた取組を行っている団体もあると、このように承知をいたしております。

お答えになっているかどうかは定かではございませんけれども、以上でございます。

○松沢成文君 まあ、これ以上やってもしょうがないので、ただ、来年も私に同じ質問をさせないでください。やっぱり政府で決断しましょうよ。こんなことをずっと続けていたって、これはもう日本の恥だと思えますよ。

じゃ、次の問題でもう一つゴルフなんですけど、私は、この場でも何度もオリンピックのゴルフ競技の会場について異議申立てをしてきたんです。といいますのは、この前、安倍総理とトランプさんが一緒にゴルフをやって、霞ヶ関のカントリー

クラブ、ここでオリンピックをやるんです、すばらしいゴルフ場でしょうと安倍さん自慢していたんですけれども、残念ながら、バンカーで転んじゃったみたいですからね。

霞ヶ関ゴルフ場、ゴルフクラブは私も行きました、視察に。すばらしいところですよ。日本有数のカントリークラブだと思えます。ただ、オリンピックには全くふさわしくないと私はここでずっと言い続けてきたんです。

その中で一つ、やっぱり暑さの問題は異常です。トランプさんを連れていったのは十一月。一番季節がいいときに、いいゴルフ場でしょう、すばらしいねとなるわけです。

皆さん、霞ヶ関カントリー倶楽部、七月、八月、特にオリンピックのやる期間、行ってみてください。灼熱地獄であります。それを証明するようならばいい研究成果が出てきたんです。これ、日経新聞の七月二十三日ですよ。

これ、首都大学東京の研究チームが、実はもう二〇〇六年から十年にわたって、日本で一番暑い地域どこだ、都市はどこだとずっと調べてきたと。それで、アメダスのメッシュよりもっともっと細かい観測地点で正確に調べたんです。大抵、関東平野では大体、熊谷市四十度になった、館林市三十九・八度と、こう出てくるんですが、そうじゃない、最も暑いのは霞ヶ関カントリー倶楽部がある川越市だと。それは細かいメッシュで十年間調べてきたというんです。これ現実だということなんです。それにはいろいろ理由があって、これ説明するとこれで終わっちゃうんです。川越四十一・六度ですよ。すごい暑さです。

それで、私も体感しなきゃいけないと思ってる八月に行ってみました。私、霞ヶ関じゃ嫌われてるんです。でも、ようやく入れてもらったんですよ。私を支持する会員もいたんです。うれしかったです。

それで、ジャーナリストの方も是非とも取材したいと言っていてきて、この日は曇りで、曇りでもまだ普通よりも暑くないとキャディーさんは

言っていましたけれども、驚いたことにグリーン上では四十度を超えました。グリーンというのは近くに木がなく、木陰ないですよ。それから、芝が固いので反射熱すごい。もう本当に汗ばたばた。これ普通の人大丈夫かなと。ここでオリンピックやるというわけですね。日本一暑いと言われているこの川越市で、何と一番暑い時期にゴルフ競技をやるというの、これ、狂気の沙汰だと言わなきゃいけないと思っております。

さあ、この霞ヶ関で、日本中どこでも暑いというけれども、日本一暑いんです。それで、オリンピックの選手村にはもう、海風が吹いて、霞ヶ関よりも平均温度が夏の時間五度も低い、ちゃんと若洲リンクスというのがあるのに、東京都所有のパブリックコースがあるのに、そこを使わずに、何と六十キロ離れた、日本一暑くて、四十度を超える、こういう霞ヶ関でやろうというんですけれども、果たしてこれでゴルフ競技ができるんでしょうか。

オリンピック担当副大臣、お願いします。

○副大臣(水落敏栄君) 二〇二〇年東京大会、七月から九月という期間に開催されるために、どの競技会場におきましても大変厳しい暑熱環境であると認識しております。したがって、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備することとは極めて御指摘のように重要だと思っております。

このため、政府としては、暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議におきまして策定した中間取りまとめに基づきまして、関係府省庁、東京都、組織委員会の施策の進捗状況等を確認しながら暑さ対策を進めていくところであります。また、組織委員会におきましては、ハード面、運営面、情報面といった様々な観点から対策を検討しておりますと承知をいたしております。具体的には、観客などへの事前の情報提供、会場での注意喚起、林間等の日陰を活用した観客誘導、日よけテントやミストの設置、救護ボランティアによる巡回や医務室の設置等の対策の検討を進めております。

先生御指摘の点につきまして、引き続き関係機関と連携し、ハード、ソフト両面からのきめ細かい対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○松沢成文君 いろんな対策はやられるんだと思いますが、ただ、ゴルフの難しさというのは、マラソンならば例えば夜明けの六時からスタート、暑くなる前にやっちゃおうというのがあるんです。まあマラソンでは二時間半ぐらいですけどね。ゴルフはやっぱり練習から入れると五時間掛かるんですよ。また、霞ヶ関という遠隔地で、遠くでやるために、朝の六時からスタートはできないんです。観客が行けませんからね。ですから、どうしても八時、九時のスタート。もう灼熱地獄の中で五時間外にいるわけです。選手はいいですけれども、ギャラリーは大変ですよ。それで二万人集めると言っているんですから、全く私は実現性がないと思うんですが。

さあ、ちょっと質問の順番を変えますけれども、環境省がオリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業というのを、会場が決まりましたから各会場です。霞ヶ関もやっています。実は、若洲ゴルフリンクスは会場じゃないのでそこではやってくれないので、近くのお台場と比較しているんですけれども。

実は、オリンピックをやる七月二十日から八月十日までの期間で、暑さ指数三十一度以上、これ暑さ指数三十一度というのは気温に換算すると三十五度なんですけれども、何と霞ヶ関カントリー倶楽部は十日以上暑さ指数三十一以上なんです。気温でいうと三十五度以上。ところが、お台場、海に近いですから、若洲だったらもっと島の中ですから低いと思うんですが、その間二日しか暑さ指数が三十一超えるところはないんですね。これ環境省の調査です。

それで、この環境省の報告によりますと、これ、暑さ指数が三十一を超えると、外での運動は原則禁止の発令を出すわけです。さあ、副大臣、